

第3回あま市権利擁護支援センター設立準備委員会議事録（要旨）

日時：令和2年2月14日（金）

午後2時から

場所：あま市役所甚目寺庁舎
2階 第2会議室

出席者等：委員8人

事務局5人、関係職員8人

傍聴人0人

1 あいさつ

吉田委員長より。

2 議題

(1) 開設時機能の内容と体制について

事務局

第1回委員会では、あま市における中核機関及び権利擁護支援センターを機能分散型で進めていくことに、各委員の了承を得た。第2回委員会では、開設時に備えるべき機能と役割を整理した。今回はどの機関がどの役割を担うかについて、重点的に協議し、実施体制を整えていきたい。

資料1の案は機能分散型の中でも、市の社会福祉課が多くの部分を担う形となっている。あま市では、中核機関や権利擁護支援センターの設置を令和3年4月と目標を掲げており、まずはスタートさせていくことを優先的に考えていることなどから、資料1のとおり事務局案を提示する。

あま市において、中核機関や権利擁護支援センターの担い手として、事務局を務める社会福祉課のほか、高齢福祉課、社会福祉協議会がある。

司令塔機能及び事務局機能は社会福祉課が実施主体となり、中核機関としての重要な役割を担う。高齢福祉課や社会福祉協議会は構成員として役割を担う。

進行管理機能について、広報・啓発機能は社会福祉課と社会福祉協議会が協働して中核機関の役割を担う。社会福祉協議会は老人クラブやふれあいサロンなど運営しており、地域の団体とのつながりをすでに持っていることから、双方で協働する。

相談機能は社会福祉課に直営で設置している生活困窮者自立支援窓口と一体的に相談窓口を設置し、断らない相談窓口として機能させたい。権利擁護

支援のアセスメントや後見ニーズの見極め、支援方針の検討・決定については、社会福祉課が主導し、高齢福祉課や社会福祉協議会は潜在対象者を発見した場合は、権利擁護支援センターにつなぎ、関わりがあるケースや対象者の属性に応じて役割を担う。日常生活自立支援事業からの移行等についても、主に社会福祉課が担い、日頃から同事業担当者と連携し、成年後見支援を検討していく。同事業は社会福祉協議会の独自事業であるため、事業利用者や相談者を含め、協働して役割を担っていききたい。

利用促進機能は社会福祉課が申立てに関わる相談・支援と適切な成年後見人候補者推薦のための検討（候補者・チームの見立て）の役割を担う。高齢福祉課や社会福祉協議会はケースに関わりのある場合、必要に応じて役割を担う。市民後見人の研修等養成と法人後見の担い手育成や活動支援は、社会福祉協議会が主体的に担う。社会福祉課は将来的に実施できるよう、社会福祉協議会と協働して検討していききたい。

後見人支援機能はいずれも、社会福祉課が中核機関として主導し、役割を担っていききたい。

不正防止については、状況に応じて対応することとしており、社会福祉課が役割を担いながら、高齢福祉課や社会福祉協議会は疑わしい案件があればセンターに情報提供してもらおう。

以上があま市における中核機関や権利擁護支援センターの内容と体制についての事務局案である。

委員長

社会福祉課が担う機能を多く含めた形での機能分散型で進めていききたいとの内容だった。事務局案について、気づきや質問があれば、お願いしたい。

委員

明確な相談窓口の設置について、市民に権利擁護支援センターだとわかりやすい形にした方が迷わない。生活困窮者自立支援窓口と一緒だと、混乱しないか。日常生活自立支援事業と一緒に設置する例は聞いたことがあるが、どのような形になるのか、もう少し説明してほしい。

事務局

部署として同じ場所を使う。職員が両方を兼務するのではなく、生活困窮者自立支援窓口の看板と権利擁護支援センターの看板が2枚掛かっているイメージになる。

委員

場所是一緒で、同じ場所に看板が2枚あり、どちらの相談が来ても振り分けられるようにするという意味合いで良いか。

事務局

はい。

委員長

委員の意見は日常生活自立支援事業の窓口とセンターが併存していても良いのではないかという内容だと思われる。

委員

権利擁護支援センターと日常生活自立支援事業が一体という形態が多い気がする。生活困窮者自立支援は単独にあるように思う。

委員

日常生活自立支援事業と一体にしない理由が何かあれば、説明してほしい。

事務局

日常生活自立支援事業は社会福祉協議会の事業である。市直営に近い形での機能分散型という点にもつながるが、社会福祉協議会の職員と市職員が席を並べると、別法人の職員でありながら、市職員の指揮命令系統に入ることになる状態は好ましくない。人材派遣の関係にもつながる。

同事業と権利擁護支援センターを同じ場所に設置することが、あま市としては難しいところがある。断らない相談を実践している直営の生活困窮者自立支援窓口と並べ、権利擁護支援センターとして、相談者の属性で分けて、断らない相談を受けるとの趣旨から、同窓口と一体的に設置しようと考えた。

委員

別々の看板があり、別々の職員が就くという形で考えていけば良いか。

事務局

はい。

委員長

相談窓口について、現在検討していることは枠組みであって、実際に利用

する者が存在しない中での話だが、もし相談に行くとしたら、今の提案の方が相談に行きやすいと思うかなど、意見があればお願いしたい。

委員

断らない相談窓口は非常にありがたい。そのような窓口があることを提示できるし、ピンポイントで行くことができる。今まではどこに相談したら良いと言われることが現実だった。行政の中に相談窓口の看板を出してもらえと、わかりやすいと思われる。

委員

窓口に関して、一本化してもらおうと、現場としては対応しやすい。

社会福祉課、高齢福祉課、社会福祉協議会がそれぞれある中で、ひとつの窓口の中に社会福祉課の職員がいて、その職員が対応する形になるのか。現場では高齢者が多く、社会福祉協議会や地域包括支援センターが対応しているケースを持つことがある。その職員がどこまで相談として介入していくことを想定しているか、窓口の部分でイメージが湧きづらかった。

事務局

窓口に座る職員は社会福祉課の職員となる。本人をどう支援していくかという点で、関係機関の方と連携を取りながら、情報を受ける形を想定している。しっかり意見交換しつつ、本人に望ましい支援をどうしていくかということも、チームとして決めていきたいと考えている。

委員

社会福祉士などの専門職ではなく、行政職員が窓口に就くということか。

事務局

市職員は異動がある。その職員が継続して配置できればいいが、身に着けてきたスキル等が断絶することはあってはならないと考えている。社会福祉士などの有資格者を任用し、専門的に長く関わる職員を配置し、担保していきたい。

委員

相談する際、受付けでは話しづらい。行政だと気軽に相談へ行きにくい面もある。独立した部屋や面接室があると良いと思われる。

事務局

現状の生活困窮者自立支援窓口にもパーテーションで仕切った、個人のプライバシーに配慮した相談室がある。スペース的な問題もあるため、実際に権利擁護支援センターを併設した形で設けられるか、今後の庁舎の利用形態等も踏まえ、どのような場所に設置していくかということも、今後の検討課題と考えている。相談室は必須と理解しているが、市民が足を運びやすい場所という点も考慮しながら、センターの設置場所を検討していきたい。

委員

市民後見人の重要性は考えていて、強い戦力だという理解か。

事務局

おそらく将来的に成年後見制度を利用する方が増えていく中で、担い手をしっかり確保するという点も視点として持っている。法人後見の実施や市民後見人の養成についても、重要だと考えている。

どのような市民後見人像が望ましいかは、実績を積み、先駆的に取り組んでいる団体の状況などを勉強しながら、あり方を検討したい。

委員

これに関しては、◎が社会福祉協議会にあるため、社会福祉協議会が中心となって行うということか。

事務局

そのように考えている。

委員

今後、実施できるよう企画立案すると但し書きがあるが、センターを開所してからなのか、それ以前から企画立案していくのか。

事務局

今も検討する時間を取ることができれば、検討していきながら、センターを開所して以降も、継続的に検討を重ねていきたい。

委員長

市民後見人の担い手育成について、直接、社会福祉協議会に考えや予定を聞きたい。

社会福祉協議会

従来から市民後見人の養成の必要性は考えている。ただ、他の市町の状況を見ると、実際に社会福祉協議会が法人受任し、本人の支援に入っていくことは、実績を蓄積していく中で、身近な支援者にサポートしてもらい、後見人のサポートを社会福祉協議会がサポートする仕組みづくりが将来的に必要だろうと考えている。部分的な関わりだと、全体像が見えないこともあるため、行政との検討を重ね、開設までにはいい状態をつくっていききたい。

委員

さきほど権利擁護支援センターの看板を掲げるといった話があったが、そのまま「権利擁護支援センター」という名称になるか。

事務局

正式には仮称で、「あま市権利擁護支援センター」という名称になることが決定しているわけではない。今後、足を運びやすい窓口になるよう、愛称にすることも効果が見込まれる。あくまでもセンターの機能を有する場所を設置するというところで、愛称の募集等も検討していきたい。

委員

権利擁護という言葉自体が難しい印象があり、広報に掲載されていても、「権利擁護支援センター」は難しそう。内容を読まずに過ぎてしまうと思うと、困っているときに見たら、ここ行けばなんとかなるかもしれないというようなネーミングだと良いと感じた。

委員

新庁舎ができれば、センターの器の関係はどうなるか。

事務局

新庁舎の建設計画が進められている。新庁舎の設計に当たり、現状、権利擁護支援センターの設置場所が決まっていない。入るかもしれないし、入らないかもしれないというところで、現状の回答としたい。

委員

センターの設立と開所は、令和3年4月と7月とあるが、この時には新庁舎が完成しているか。

事務局

令和5年5月から新庁舎を稼働する予定である。仮に新庁舎が完成したのち、権利擁護支援センターが新庁舎に入るとしても、それまでの間はどこか別の場所に設置することもあるため、新庁舎ができるまでの間が仮で良いのかという点も含め、場所を選定していきたい。

事務局

資料1では、社会福祉課で多くの部分を担う形で提示した。この形態が今後一切このままということではなく、適宜、関係課や関係機関とも協議を重ねていながら、事業委託するなど、その時々状況に応じて、より良い形にしていけるよう、検討を重ねていきたい。

令和3年4月にセンターを設置する目標があるため、まずはスタートさせることを優先的に考えていることを補足する。

委員長

資料1を見ると、◎がほとんど社会福祉課にあり、機能分散型とは見えない状態となっている。それは令和3年度にスタートするための役割分担であって、いずれは機能分散型にしていくつもりだという理解で良いか。

事務局

はい。

委員

職員は社会福祉士を持つ専門職員で、機動力を使って出向くような形が望ましいと感じる。受けるだけではなく、出向いていくとなると、車などが必要になる。そのあたりも予算計上すると良いと思われる。

また、市民後見人の養成について、何十万人都市で行うことは可能だと思われるが、ひとつのところで実施することは難しく、近隣の後見センターや権利擁護支援センターと合同で行った方が良いと感じている。一斉に研修し、各地に散らばる形の方が勢力を見込める。市民後見人の養成は大変であるため、合同で実施できたらと良いと考えている。

事務局

小規模のセンターで市民後見人の養成を図ることは、相当に大変な作業だと認識している。この機能を考えていくときに、機能分散型の案のひとつにも入れたように、広域で実施することも視野に入れている。

海部圏域も順次中核機関ができると、広域で実施した方が効率的な部分もあると思われるため、連携や協力をお願いしたい。

委員

機能を社会福祉課に集中することで、窓口を明確化し、対外的な入り口とすることで、情報を集約することを想定していると感じた。

その中で、どの程度のニーズがあり、どのくらいの相談が来るかによって、社会福祉協議会に機能を担ってもらうことを想定しているのか。それとも、役割を明確に分けるというよりは、社会福祉課が最終的な終着点でもあり、入り口でもあるというように案では見えたが、どのような考えか。

事務局

現状で提示している案は、窓口としても、最終的な責任の所在についても、市の社会福祉課であるという内容になっている。もし、社会福祉協議会に機能をシフトしていくことになった場合でも、市に最終的な責任を持つ事業の委託という形になる。

また、委託事業になった場合でも、司令塔機能や事務局機能については、市が責任を持って取り組み、関与していく必要があると考えている。

(2) 人材確保育成の協議について

事務局

人材育成に関すること、人材確保に関することの2点を説明する。

人材育成について、ここまで協議及び検討してきたことは、あま市において、中核機関や権利擁護支援センターをどのような実施体制にするかを主眼としてきた。実際に運営していくに当たり、具体的なアセスメント方法や成年後見制度利用促進の判断など、どのように相談業務を行うかという実務については、研修などを通じて、今後、具体的に検討していきたい。

検討するに当たり、関連する制度や相談支援の基礎知識が必要不可欠であることから、令和2年度に国が開催する基礎研修や応用研修、セミナーの受講を予定している。ほかに愛知県や愛知県社会福祉協議会が開催する成年後見制度に関する研修や講座も積極的に受け、学習していきたい。そこで、各委員が知っている研修会などあれば、事務局に情報提供を願いたい。

また、すでに中核機関やセンターを設置している自治体や団体に出向き、実際の取り組みを学び、あま市での運営に活かしていきたい。資料2と資料3は厚生労働省が発出している資料で、全国の事例として、成年後見制度の周知方法や適切な後見人候補者の推薦、後見人支援の取り組み内容などが紹

介されている。成年後見制度利用支援事業についても、全国的な動向も発出されていた。このような情報も活用しながら、実施方針を検討していきたい。

人材確保について、令和3年4月からセンターを設置するに当たり、人員体制も並行して整えていかなければならない。厚生労働省は中核機関やセンターの人員配置などについて、地域に応じて柔軟に整備する観点から、具体的な要件を定めていない。組織上、職員の異動があるため、事務など支障が出ないように、専任職員を配置したいと考えている。あま市においては、より専門性を確保するためにも、令和3年度から社会福祉士を配置できるよう、人材を募っていきたい。

委員

社会福祉士の人材は必要だが、新卒者ではきっと回らないだろう。

委員

どこからか引き抜いてくるという話になると、給料面で難航するだろう。いかにやる気があって、通える範囲で、地域のことを知っている人がベストだと思うが、なかなかそういった人はいない。

委員

人材育成でも、相談を受けることができるだけでなく、出向いてアウトリーチできる力を持っている人が良いだろうと感じた。

委員

社会福祉士会には後見人を養成するばあとなあセンターがある。後見人になれるまでに、社会福祉士会の基礎研修1、2、3をクリアして、その後、ばあとなあセンターの養成研修を受け、試験に合格して、ようやく後見人になれるまで丸4年かかる。ばあとなあセンターに所属する社会福祉士とつながると良いと思われる。

委員長

国や愛知県が開催する研修以外に、各委員が知っている地域の勉強会や所属団体の一般向け講座なども含め、気づいたときに事務局へメールやファックスなどで情報を提供してほしい。

(3) その他

事務連絡のみ。